

労働安全衛生関係法令に基づく健康診断等の概要

No.	法・規則 根 拠	名 称		対 象 等 の 概 要	実施時期	記録	結果報告		
						保存年数	対象	期日	
1	安衛法66 安 則43	一 般 健 康 診 断	雇 入 時 の 健 康 診 断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者を対象に、雇入時に実施	雇入れのとき	5年	—	—	
2	安衛法66 安 則44		定 期 健 康 診 断	業種、規模を問わず、すべての常時使用する労働者	年1回定期	5年	規模50人以上の事業場	実施後遅滞なく	
3	安衛法66 安 則45		特定業務従事者の健康診断	安則13条1項3号のイ〜カの衛生上有害な業務に常時従事する労働者	配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
4	安衛法66 安則45の2		海外派遣労働者の健康診断	本邦外の地域に6月以上派遣するとき	派遣前	5年	—	—	
				本邦外の地域に6月以上派遣した労働者を本邦内における業務に就かせるとき	帰国後	5年	—	—	
5	安衛法66 安 則47		給食従業員の検便	事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れ時 配置替時	5年	—	—	
6	安衛法66 安 則48	歯科医師による健康診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	規模にかかわらず報告必要 (令和4年10月1日から)	実施後遅滞なく		
7	安衛法66 特化則39 1項	特 殊 健 康 診 断	特 定 化 学 物 質 健 康 診 断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者で、特化則別表第3の区分に応じ、特別の検査、健診を実施(2次健診別表第4)	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	特別管理 物質30年 その他5 年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく
	特化則39 2項			過去の従事者	令22条2項の業務に常時従事させたことのある労働者(検査、健診項目上記と同じ)	6ヶ月1回定期			
	特化則42			緊急時	特定化学物質が漏えいし、労働者が汚染又は吸入したとき	遅滞なく			
8	安衛法66 鉛則53	特 殊 健 康 診 断	鉛 健 康 診 断	令22条1項4号の業務(別表第4)に常時従事する労働者で、鉛則53条の検査、健診を実施 (注)はんだ付け、施釉等業務、絵付け業務、印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期 左記(注)は1年1回定期	5年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
	鉛則56			腹部痙痛等病状を訴えたとき(従事者及び従事させなくなってから4週間以内の者)	その都度遅滞なく	—			—
9	安衛法66 電離則56	健 康 診 断	電 離 放 射 線 健 康 診 断	令22条1項2号の業務(別表第2)に常時従事する労働者で、管理区域内に立入る労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
10	安衛法66 除染則20		除 染 電 離 放 射 線 健 康 診 断	除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	30年	同上	同上	
11	安衛法66 高圧則38		高 気 圧 業 務 健 康 診 断	令6条1号(高圧室内作業) 令20条9号(潜水業務)に常時従事する労働者で高圧則38条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
12	安衛法66 四ア則22	断	四 アルキル鉛 健 康 診 断	令22条1項5号(別表第5)の業務に常時従事する労働者で四ア則22条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上	
13	安衛法66 有機則29 安衛法22 有機則30 の3		有 機 溶 剤 等 健 康 診 断	常時	令22条1項6号(別表第6の2)の業務に常時従事する労働者で有機則29条の検査、健診を実施	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	5年	同上	同上
				緊急時	有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに	—	—	
14	安衛法66 石綿則40	石 綿 健 康 診 断	従事者	令22条1項3号の業務に常時従事する労働者	雇入れ時 配置替時 6ヶ月1回定期	40年	該当事業場 (定期の分)	実施後 遅滞なく	
			過去の従事者	令22条1項3号の業務に常時従事させたことのある労働者					

No.	法・規則根拠	名 称		対 象 等 の 概 要	実施時期	記録	結果報告		
						保存年数	対象	期日	
15	じん肺法7条	じん肺健康診断	就 業 時	新たに常時粉じん作業に従事することとなった労働者	雇入れ時 配置替時	7年（エックス線写真を含む）	該当事業場 （注）当年未実施でも要報告	毎年12月31日現在の実施状況等を翌年の2月末まで	
	じん肺法8条		定 期	粉じん作業に常時従事する労働者	3年				
				じん肺管理区分2及び3の労働者	1年				
				粉じん作業に従事させた労働者	じん肺管理区分2				3年
					じん肺管理区分3				1年
じん肺法9条	定 期 外	労働安全衛生法第66条1項、2項の健診においてじん肺の所見又は疑いのある労働者 合併症で1年を超えて療養休業した者が医師により療養のための休業を要しなくなったと診断されたとき その他、省令で定めるとき	その都度						
じん肺法9条の2	離 職 時	離職直前のじん肺健康診断の期間が 1年6ヶ月以上 粉じん作業者 6ヶ月以上 じん肺管理2又は3の粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事させていた労働者	同上						
16	労基法96 寄宿則31	特 殊	寄宿舎における健康診断	寄宿舎に寄宿する労働者に寄宿舎規程31条の検査、健診を実施	年2回以上	3年	—	—	
17	炭鉱災害による一酸化炭素中毒に関する特別措置法	殊 健康診断	炭鉱の一酸化炭素中毒の健康診断	被災時 被災時	炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際その場所にいた労働者、また、その直後必要により当該場所に立入った労働者 被災労働者	発生後又は立入り後直ちに行う 災害発生後2年間、1年以内ごと1回	5年	該当があった場合	遅滞なく
			職業訓練中の健康診断		法定の職業訓練を受けている労働者に対し石炭鉱山における坑内労働に就かせるとき 労基則別表第1により安則44の健診を行う	はじめて坑内労働に就かせた後1年間に限り年3回以上	3年	—	—
19	安衛法66の2 安則50の2		深夜業従事労働者自発的健康診断	[趣旨]深夜業に従事する労働者であって事業者が実施する次回の特定業務従事者の健康診断を待たないものが、自らの判断で受診した健康診断(自発的健康診断)の結果を事業者へ提出した場合に、事業者へ事後措置等を講ずることを義務付けたもの。 [対象者]常時使用される労働者であって、自発的健康診断を受けた日前6月間を平均して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働者	その都度	5年	事業者への提出時期 自発的健康診断実施後3月を経過しない時期に、当該検診結果を事業者へ提出した場合に、事業者へ措置義務が生ずる。		
20	安衛法66の10 安則52の9		心理的な負担の程度を把握するための検査等(ストレスチェック)	常時50人以上の労働者を使用する事業場(詳細については47ページ参照) ※50名未満の事業場は、当分の間、努力義務	年1回	5年	規模50人以上の事業場	1年以内 ごと1回 定期	

- (注) ● じん肺管理区分が管理2または管理3である労働者については、定期に行われるじん肺健康診断(1年以内ごとに1回、または3年以内ごとに1回実施)の際に、合併症の検査のひとつとして「肺がんに関する検査」を行うこととなります。
- 上記のうち、じん肺管理区分が管理2で現在非粉じん作業に常時従事している労働者については、定期のじん肺健康診断が3年以内ごとに1回であるので、そのじん肺健康診断が行われない年には、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断(1年以内ごとに1回実施)の機会を捉え、定期外のじん肺健康診断として、「肺がんに関する検査」を行うこととなります。なお、この場合には、じん肺法第12条に基づくじん肺管理区分の決定等の手続きをとる必要はありません。



特殊健康診断の結果は、定期健康診断と同様に受診した労働者に通知する必要があります。